HOKUGA 北海学園学術情報リポジトリ

タイトル	地域経済と自治体間競争について(人口減少下における地域の発展可能性に関する実証的総合研究(II),開設50周年記念号)
著者	小坂,直人
引用	開発論集, 81: 69-78
発行日	2008-03-00

地域経済と自治体間競争について

小 坂 直 人*

1. 地域間サービス競争の時代

今,全国の自治体は自分たちの地域の魅力を宣伝することに躍起となっている。東京などは、何もしなくとも十分魅力的であると思われるのだが、オリンピックをはじめとした大イベントをさらに開催しようとしている。わが北海道も、洞爺湖サミット開催を機に、売り込みにあの手この手を繰り出そうとしている。こうしたイベント的催しは、短期的にはそれなりの経済効果やネームバリューの向上効果を生み出すことがあるが、長期的には必ずしもプラスばかりとは言えない面がある。むしろ、逆に注目すべきなのは、自分たちの住む地域の自然・歴史・文化・経済など多面的な資源を見直し、それを積極的に掘り起すことによって、その地域自体が活性化し、その魅力によって多くの人々を惹きつけようとする試みである。そのきっかけとして、イベント的な催しが位置づけられることがあるが、それはあくまでも起爆剤としてのそれであって、イベント自体は必ずしも最終的な目的ではない。むしろ、そのイベントが持続性をもてるだけの基礎に支えられているのかどうかが問題である。

また、自治体行政に即してみると、自治体行政サービスの質が当該地域の魅力となるという考え方がある。積極的に他自治体との差別化を図ろうとすることさえ行なわれる。自治体による企業誘致合戦は、その最たる例であるが、この合戦は供給過剰になることが多く、結果として供給側自治体の一方的敗北に終わることが多い。運良く誘致に成功した自治体はとりあえず勝者には違いないが、成功の裏で代償を払っている可能性が否定できない。その代償の払い方も地域の条件によってさまざまな形がある。

亀山市(三重県)とシャープ亀山工場

90年代以降のわが国の産業、とりわけ製造業はその生産拠点をアジアを中心とした海外に求める傾向を強め、そのあおりを受け、国内製造業は、いわゆる「産業空洞化」現象が顕著となっていた。そうした中で、製造業の一部、特に先端技術にかかわる部門を国内で展開する動きを見せる企業が現れ、製造業の国内回帰として注目されている。そのひとつに、液晶関連部門がある。

^{* (}こさか なおと) 開発研究所研究員, 北海学園大学経済学部教授

「2002年2月,亀山市は大ばくちに打って出た。人口5万人弱,地方税額77億円(当時)にすぎない1地方都市は、シャープの工場誘致に前代未聞の45億円もの補助金を交付(三重県も別途90億円の補助金を拠出)した。より正確には、この補助金は亀山市産業振興条例による奨励金に該当し、各年度の固定資産税相当額の100分の90の額を15年間にわたって交付するもので、その交付の限度総額が15年間で45億円ということになる。……

目下シャープの業績は液晶テレビを中心に絶好調。……ところが、こと雇用に関するかぎり、シャープは市民の期待を裏切っているという。……04年1月の稼働開始時点で、亀山工場の正社員は550人、対して、非正規の請負労働者は1100人に上った。06年6月では、研究開発部門の拡充などで、正社員は2200人まで増えたが、非正規雇用は1800人(請負労働者1100人、派遣労働者700人)もいる。……三重県内出身者で新規に正社員採用されたのは、延べ130人に過ぎない。」(風間直樹『雇用融解』東洋経済、2007年)。

亀山市のように、企業誘致のために補助金を用意し、進出の受け皿としての工業団地を造成するのは自治体政策の基本中の基本であるが、全国どこの自治体も同じ事をやっているのだから、結果は見えている。とりあえず進出企業にありついた亀山市は例外かもしれない。また、その工場で働く請負労働者など非正規雇用の現状は日本の雇用問題の暗部を映し出しているという意味で、考えさせられることが多い。ともあれ、自治体による地域間競争の実態がどうであるか、よくよく冷静に事を運ばなければならないことは確かである。

問題は抱えつつも、企業進出があるだけましという考え方はある。中には、進出した企業が経営政策からやむなく撤退するという例は数限りないからである。進出企業がその地域に根を張って長期的に事業活動を展開していくのかどうか、そこまで見極めたうえで誘致決定する必要があるが、これは「言うが易し、行うが難し」の典型である。

北海道・苫小牧市と ITER (国際熱核融合実験炉) 誘致

重厚長大産業を立地させるという苫小牧東部開発事業の失敗については、既に多くの指摘がなされている。現在は、当初計画の未達成を前提にして、その後処理、とりわけ売れ残った分譲用地(分譲予定の8割以上が残っている)の処分を何が何でも遂行したいというのが推進者の意向である。広大な土地を利用して大型拠点空港を建設するプランが出されたり、首都移転先あるいは地震等、自然災害によって大きな被害を受けた被災者のための一時的居住地とする「もしもの街」になどという案も出されたりした。そうした案の中で、最も有力とされていたのがITER(国際熱核融合実験炉)である。同施設誘致のための推進会議が1992年に設置され、1996年には北海道開発庁が欧州視察を行うなど、北海道の官民あげて誘致活動を繰り広げてきたからである。ところが、わが国では、苫小牧以外に、青森県六ケ所村、茨城県那珂町も誘致に動いており、この3地域が競合する結果となった。国の選定作業の結果、苫小牧東部は最低ランクとなり、最終的に六ヶ所村がわが国の誘致候補地となった。こうした誘致合戦にどれほ

どの資金と人材が投入されたかは明らかではないが、推進関係者の落胆ぶりから、その大きさを推測できる。しかし、最終的には ITER 建設地はフランスということになり、六ヶ所村も対象から外れた。ITER は研究施設であるが、オリンピック開催地の決定プロセスに似た施設立地をめぐる国際競争が繰り広げられていたのである。経済のグローバル化が進んでいる今日、企業立地も国内競争では決まらないことがあり得る。トヨタは GM と世界一を競う中、工場を世界のどこに建設するかを、世界市場を前提に最適地を選ぼうとする。それだけ競争が厳しくなっているのである

(増田壽男・今松英悦・小田清編『なぜ巨大開発は破綻したか ―― 苫小牧東部開発の検証』日本経済評論社,2006年参照)。

以上は、企業誘致に関する自治体の対応についてであるが、自治体の魅力をもっと日常的な 生活条件の良さからアピールすることがある。たとえば、公共料金の安さである。

水道料金

河口湖町・勝山村	335 円。	長野原町	3,255円
赤穂市	357 円	池田町	3,181
		増毛町	3,060
		南郷町	3,040

(10 立方メートル当り, 2002 年 4 月現在)

上の数字は家庭用の料金水準であるが、最も高い長野原町は最も安い河口湖町・勝山村の約9,7倍である。長野原町の場合、別荘地という特殊条件を考慮する必要があるが、それを別としても、池田町、増毛町の場合でも、それぞれ約9,5倍、9,1倍であるので、水道料金格差はやはり相当大きい。しかし、隣町のほうが水道料金が安いので引っ越しをするという住人は必ずしも多くはない。公共サービスの良し悪しで居住自治体を選択するほど住民の選択行動が弾力性が高いとは言えないのである。ところが、企業進出の場合、少しでも安いほうへというのが企業行動である。結果として、工業用水道は低価格競争となるが、家庭用はその圧力は小さい。市民サービスが高め、企業サービスが安めという傾向は自治体が置かれているこの競争環境のせいが大きい、と思われる(「日本経済新聞」2003年6月15日)。

ところが,近年市民サービスにおける料金競争とも言える現象が現われている。たとえば, 子供の医療費である。

医療費

乳幼児医療費無料化から児童医療無料化へという流れが東京都の区部で近年目立ってきている。たとえば,次のような具合である。

練馬区 小学校就学前

港区 小学校(2004年)中学校(2005年)

台東区 中学校(2005年)

このように、近隣の自治体間で子供の医療費助成策をめぐって、「制度拡充競争」とも言える 現象がおきている。その背景には、少子化対策を強め、少しでも出生率を高め、人口を増やし たいという思惑があろう。「子育てするならわが町へ」というような、スローガンが掲げられる のが昨今である。負担が大きい階層に対する医療費免除政策は必要であるが、それが競争の手 段であると言われると、何のための医療なのか、いささか疑問である(「日本経済新聞」2005 年 7月3日)。

教育競争

教育分野における競争も新しい局面に入りつつある。小中学校における学校自由選択制や中高一貫校の広がりである。これらは、ほとんど進学実績という教育成果の一面をめぐる競争と言えるが、この競争の直接の犠牲者が児童生徒であるのは言うまでもない。生徒を奪い合う競争が質の良い教育内容を実現し得る保証はどこにあるのだろうか。

順天堂大学医学部は,来年度(2008 年度)の入学者から授業料を 880 万円(6 年間)安くす ると発表した。昨年の入学者は入学金,授業料,施設整備費,教育充実費などを合計 2970 万円 (6年間)納入するが,今春の入学者は2090万円となるという。私立大学医学部の授業料がこ れまでいかに高かったかということでもあるが、こうした授業料の大幅値下げ競争は大学全体 で確実な流れになってきているように思われる。これまでの学生獲得をめぐる競争はそれぞれ の大学が備える教育の質をめぐる競争という性格を持っていたが,それが一般商品サービスと 同様の価格競争のレベルにひろがってきたことになり、これによって、ますます厳しい局面に 立たされる大学が続出することになろう。問題は,この競争が大学教育の改善と向上につなが るかどうかであるが、期待はそうできないのではないだろうか。東大をはじめとした旧国立大 学も授業料免除を拡充しつつあり,私立大学を含む他大学との競争を露骨に意識した行動に出 ている。東工大では博士後期課程進学者の授業料相当額(535,800円)を原則として全額支援す るとしている。ただし、支援の方法は研究支援あるいは教育支援の業務に従事することに対す る対価を支払うという方法である。したがって、一種のアルバイトをすることが条件となって いるので、奨学金や免除とは異なる。いずれにしても、授業料が安くなる、あるいは奨学金制 度が充実するのは一般的には歓迎されるところであるが,学生を囲い込みたいという動機ばか りが目につくようでは,成果も限定的なように思われる(順天堂大学,東京工業大学,東京大 学など各大学のホームページを参照)。

2. 公共サービスについて

そもそも、なぜ「公共サービス」とか「行政サービス」と言うのだろうか。この言い方の中

に、既に行政はサービス供給機関であり、住民はそのサービスの受け手であるという図式が透けて見える。この図式は、自治体運営に民間手法が導入されればされるほど、ますます抜きがたいものとなる。結果として、前述の東京都区部のように、自治体は、他の自治体とサービス水準を競い合い、「顧客」とされる地域住民を奪い合うという事態に発展するのである。

しかしながら、自治体は「共助」機関として存在しているのであって、一方的なサービス供給機関ではありえない。そこでは、本来サービスの出し手と受け手が同一化しており、一人が「あるときは出し手、別なときは受け手」というような関係にあるものなのである。このことを忘れると、「金を払っているのだから、これこれのサービスを受けるのは当然である」、「役所ではそれはできません」「役所のほうで面倒みましょう」ということになる。東京都区部の児童医療費助成の例を挙げたが、そこでは同時に「要注意なのは、基本的には自治体から無料対象者に連絡が来るとは限らない。自分で窓口に行ったり、広報やホームページをチェックしなければならない」と指摘されている。このような対応は、「行政と住民」の関係を「企業と顧客」の関係として見ていることになろう。運良くチラシを見ることができたものだけが得をする市場社会と「共助」コミュニティとしての自治体を同じに扱っては困るのである。

したがって、当然、「公助」という表現に私は賛成しない。つまり、その表現に、自ずから「公」が地域住民から遊離したものとして設定されていることを見るからである。地方自治体の手に余る部分を中央政府が補塡すること、また中央政府の責任において負担すべき支出が存在することは明らかであるが、これらも単純な「公助」ではなく、広い意味の「共助」であり、「共同国家」としての機能の発動と考えられる。

3. 中央集権と地方分権

「中央集権から地方分権へ」というのが時代の流れであり、それは、中央政府に依存することなく地域に存立しようとする地方自治体が元々求めてきたものである。現在の流れが真にそうした方向に沿ったものであるならば、われわれは、そこへと突き進むことになる。

しかしながら、ことがらは、やはり単純ではなく、裏もあれば表もあり、また、よじれたり していて、一路分権化ということにはなりそうもない。

2005年11月に提出された「中教審答申」における「義務教育費国庫負担」をめぐる議論がそれを象徴している。これを廃止し、その分を地方自治体の一般財源とすることが地方自治体の裁量を広げ、それだけ分権の主旨に沿ったものになると、一方が主張すれば、他方は、一般財源化された分が義務教育費として支出される保障はどこにあるか、ただでさえ苦しい地方財政の枠組みの中で、結局は教育費以外に流用される危険性が大である。そうなれば、当該自治体の教育サービスの低下は避けられないし、何よりも、全国の自治体で展開されるナショナルミニマムとしての義務教育水準が自治体間で大きな差異となって現れることになろう、と主張するのである。

この議論の決着は,政治的決着は別として,当事者間ではすぐにつきそうもない。ここでは, ナショナルミニマム問題に即して次の点だけは指摘しておこう。

義務教育はもちろんのこと、およそ公教育といわれる分野は基本的には税金によってまかなわれるのが原則である。とりわけ義務教育は、憲法第26条の規定「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。②すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育はこれを無償とする。」に示されているように、義務教育費用は、これをいわゆる「受益者」から徴収してはならず、公的に措置されるのが原則ということになる。問題は、義務教育費用として授業料以外の教材費、設備費、人件費はこれに含まれるのか、また、その費用負担は、中央政府が引き受けるのか、それとも地方自治体が引き受けるのか、という点である。現行の「義務教育費国庫負担制度」は、これを基本的には中央政府が負担するものとしつつも、実際上は自治体や「受益者」にも負担を求めてきたことになる。しかしながら、不十分ではあっても、中央政府が、こうした費用を負担してきたのは、義務教育がすべての国民に等しく保障されなければならないこと、したがって、地域によって教育水準やサービス内容に著しい差異があってはならないことを自覚しているからである。現代の国民の教育要求からすれば、こうした施策が、高校レベル(進学率9割)、大学、短大レベル(進学率5割)にまで拡張することが求められている。

以上のような状況を考えるとき、「分権化」の名の下に進められる義務教育費国庫負担分の一般財源化が千差万別の経済社会条件を有する各自治体にとって、等しくプラスに働くことになると言えるか、はなはだ疑問である。これまでの国庫負担分(人件費)だけをみても、これはいわば「固定費」であって、自治体の裁量が働く余地がはなはだ少ないものである。本当に、自治体に教育行政上の自由度を与えるとするならば、ミニマム条件を保障した後の話であろう。ナショナルミニマムを保障するという観点から見て、政府管掌健康保険を都道府県単位で運営するという考え方も大きな問題を含んでいる。政府管掌健康保険は中小企業従業員とその家族3,600万人が加入する医療保険であるが、同保険はこれまで保険料を年収の8,2%(全国一律)として徴収し、給付額の13%を国庫負担でまかなってきた。この制度を、地域分割(都道府県別)にするというのである。厚生労働省の試算によると、想定される保険料は、たとえば次のようになるという。

北海道 医療費(一人当たり)	20,5万円	保険料率	8,7%
鹿児島県	17,8万円		8,2%
長野県	15,4万円		7,5%
	(「日本経済新聞	门 2005 年 1 月	月 27 日)

こうした数字は、北海道など地域分割によって高い保険料を納めなければならない地域が長野県など低い保険料で済む地域の支えによって全国均一保険料が維持されてきたことを示して

いることが理解されるのである。

必需性あるユニバーサル・サービスであればあるほど、全国一律性が求められ、したがって中央政府の責任が大きくなる。こうしたサービスを個別自治体が責任を持つ仕組みに変えるとき、自治体のおかれた条件によってサービス水準に差が出てくることは避けられない。問題は、こうした自治体間格差が憲法第25条「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」という規定に照らして、どこまで許されるのかということであるが、少なくとも地域生活におけるライフライン等、住民の基本的サービスであればあるほど等しく享受できるのが望ましいであろう。

4. 住民自治の考え方 --- 協働への第一歩 ---

自治体=地方政府であり、地域住民自らが組織するものである。その目的は、地域住民の生活が安寧かつ豊かに送れるようお互いが配慮すること(生存配慮)である。当然、中央政府の出先機関ではなく、あくまでも地域住民本位の機関でなければならない。ところが、実際には、この機関に、中央政府の機能を代位させるプロセスが加わることによって、地方政府が中央政府の末端組織とされる傾向が強まる。しかし、自治体が担う中央政府の機能といっても、すべてが否定的なものであるわけではない。義務教育制度のように基本的には中央政府がナショナルミニマム達成の責任をもつのではあるが、その実行現場は各自治体における住民との関係で初めて意味を持ちうるようなケースがあり、その場合の公共サービスは自治体としても積極的に関与しなければならないものである。ただ、中央政府が助成するからといって、その教育内容を一律に定める、あるいは一方的にコントロールしようとすることが問題なのである。「金を出すからには口も出す」ということであるが、これは助成に名を借りた統制であろう。

男女普通選挙権制度導入から数えて、既に半世紀を越える現在、投票所に向かう国民はいつもと変わらぬ、日常行為の一環として投票を済ませるだけ、といった風である。選挙期間中はそれこそ必至の形相で大声を張り上げる候補者も、結果が出れば、後は何もなかったように元の業務に戻るのである。有権者は、投票以上の先の政治過程には目が行かず、議員は首長と役人とのコミュニケーションに忙殺され、政治の世界でもっぱら通用する特殊原語をあやつりながら日々を送ることになる。そこにあるのは、日常の市民生活に汲々となり、参加は投票までと割り切った市民と政治は「専門家」の議員や役人にと考える「政治家」たちの背中合わせのねじれ関係である。

こうした事態から脱却するためには、市民の側からの政治過程への参加・参画が不可欠である。個人であれ、非営利組織 NPO を通じてであれ、自分たちに直接間接に関わる案件は自ら考え行動することである。他方でまた、行政や議員、とりわけ住民の代表として選挙された議員は、住民のための政策立案や立法活動を積極的に行なう必要がある。国政の場にある国会議員にあっても、「議員立法」が非常に少ないと指摘されているが、国民の代表たる国会議員の責務

を担う上での資質・能力が問われている。上の言うとおりに挙手するだけなら,国会議員の資格はない。

そして、この市民と役人・議員の力が同じ方向に向いて自治体活動を押し上げていくために、最初にやらなければならないのは、お互いに「共通の言語」で意見を交換できるような「共通の議論」の場を持つことである。それが「協働」の第一歩である。年金制度をめぐって大騒ぎになった感のある近年の日本である。その際、社会保険庁や社会保険を取り扱う役所のだらしなさばかりが強調される向きがあるが、問題はそこだけにあるのではない。むしろ、社会保険制度が国民にとって分かりやすい制度になっていないこと、そして、保険料の収支を当人が知る機会がないまま、保険料を納め続け、そして年金額も正確かどうか知らないまま受給し続けることになるという、制度の危うさこそが問われるべきである。よく言えば、お上に対する信頼ではあるが、もうそれでは済まされない段階まできている。行政の担当者は、制度改革を含め、制度を分かりやすく市民に説明できなくてはならないし、市民は市民で制度の中身を学習しなければならない。そこには当然共通の言語が必要なのである。

2008年4月から実施される「後期高齢者医療制度」についても同様であるが、こちらは対象 がお年寄りであることから、緊急かつより具体的な対応が求められている。年金同様、この制 度改正の中身を当該対象者はもちろんのこと,国民(市民)に対してどこまで周知徹底させる 努力をしてきたのか,はなはだ疑問である。今からでも,理解を求める努力をすべきであるし, 場合によっては実施の凍結や再検討を含めた方向に進むのが望ましい。もちろん、この問題は 後期高齢者の問題に限定されるものではなく、わが国の医療制度全体、さらには社会福祉制度 全般とのかかわりの中で議論されなければならないのは言うまでもない。紙幅の関係でここで は医療制度等の問題について議論はできないが(日野秀逸・寺尾正之著 {国民医療研究所監修} 『医療改革法でどうなる,どうする』新日本出版社,2006 年 12 月および日野秀逸著{国民医療 研究所監修 | 『市場化の中の「医療改革」 — 国民皆保険制の行方』新日本出版社,2005年9 月参照),筆者がここで強調したいのは,この議論をする際に関係者が本当の意味で「共通の言 語」をもって「共通の議論の場」に立てるのか、という点である。先ごろ、最高裁は裁判員制 度の導入に向けて、判決文を分かりやすく表現することを提案した。司法制度は一般市民から 最も遠い国家機関といえるが、そこでも市民と法律の専門家たちが共通の言語と場を作り出そ うとする試みが始まったという意味で注目される。たとえば,次のような表現が事例として紹 介されている。

未必の故意による殺意=死んでもかまわないとの思い。 被告人にとって酌むべき事情=被告人にとって刑を軽くする方向で考慮すべき事情。 実況見分調書=犯行現場の見取り図と写真。

市民にとって身近な存在とはとても言えず、またそこで駆使される用語がおよそ市民生活と

はかけ離れた専門用語となっている司法界が、とにかくも市民に近づこうという姿勢は評価してよいであろう。それにしても、大幅な制度改革にもかかわらず、全体としてはきわめて動きが鈍いという印象をぬぐえない。制度発足を決めるプロセスもさることながら、決められた制度が十分な国民の理解を得ることなく見切り発車するというのがわが国の悪しき慣例である。中央、地方を問わず、こうした悪弊から脱却するきっかけになることを期待したい。

5. 地域コミュニティの醸成

今われわれが生きている社会は市場原理が優先する資本主義的市場社会であり、資本と金が大きくものをいう社会である。しかしながら、人間生活のすべてがこの原理によって貫徹されるとしたら、それはそれでなんと味気のない社会であろうか。金の力で文化やスポーツを意のままにしようとする人もいるが、それは最終的に失敗するであろう。一人一人の人間には、金には還元できない、固有の人間的価値があり、それをお互いに守り発展させようとする共同の志向が存在しているのである。地域コミュニティはこのような志向を実現するための共通の場なのである。それは、市場原理によって絶えず侵食されたり、変質させられたりするが、地域の構成員が人間であろうとする限りは、決して消えることのない「公共原理」に守られる場でなければならない。ここで筆者の言う「公共原理」とは、すべての社会構成員がその民族、身分、階層など社会的地位によって一切の差別を受けず、一個の市民として平等の基本的人権を保持することが認められ、その権利を実現するための具体的な仕組みまたはその実現ルールをとりあえずは指している。その際に、この原理を支える基底に「人間的共感」が存在すると筆者は考えている。地域コミュニティは、このような「人間的共感」が意味あるような場として、もっとも基本的な単位の一つなのである(小坂直人『公益と公共性 —— 公益は誰に属するか——」日本経済評論社、2005 年参照)。

「地域づくり」「街づくり」といった用語が広く一般的になった今日,このスローガン自体に 反対する人は少ない。中央政府でさえ,「中心市街地活性化法」などに見られるように,表向き は地域再生に舵取りをせざるを得なくなってきているのが実情である。問題は,その際に構想 されている「地域」や「街」がどのようなものとして描かれているか,という点である。旧来 型の商店街が郊外型の大規模店との競争に敗れ,中心市街地がさびれていく現象は全国共通で ある。ここから,中心市街地を再生するためには郊外に進出していった大規模店を中心市街地 に呼び戻すことが必要であり,そのための仕組みと制度を整える必要があり,上記法律は「都 市計画法」や「大規模小売店舗立地法」と並んで,この目的に資することが期待されているの である。そして,そこで中心的な課題は建物と道路を核とした土地問題である。またもや,「街づくり」が「インフラ建設」に矮小化されようとしているのである。青森市での中心市街地再 開発事業において,一面ではこの傾向が見られるが,他面では図書館を設置することによって 市民の集まる場を意識的に作る努力も見られる(山本恭逸編著「コンパクトシティ=青森市の

挑戦」ぎょうせい,平成18年参照)。

われわれの求める「街づくり」は、日々の生活を営むための「場・空間づくり」でなければならず、その「空間づくり」を構成員の共同作業、すなわち「協働」によって実行することである。その作業を遂行する上で、より高い質を求めて他自治体の経験や教訓を学ぶ必要が出てくるかもしれない。もちろん、その場合でも、自分たちのよって立つ地域がもつ条件に見合う生活の質を出発点にしなければならない。自分たちのコミュニティをより優れた空間へと発展させようとする取り組みが地域の様々な分野で始まり、その取り組みが一つの流れにまとまっていく姿が「協働」と呼ぶにふさわしいと言える。

われわれが、「場・空間づくり」を強調するのは、人間として、あるいは地域構成員としての 共感を土台としつつ地域コミュニティを再生するという問題意識からである。この共感は与え られたものではなく、構成員による日々の協働によって醸成されてくるものである。わが国で は、こうした地域コミュニティにおける共感は日頃は著しく低調であるが、時として急速に高 まりもする。阪神・淡路大震災において示されたボランティア活動の巨大なエネルギー、ある いは夕張市再生に向けた市民の取り組みは、地域コミュニティを再生していくよりどころがど こにあるか、その方向性を示したものであろう。大事なことは、この方向性と実現可能性が特 別なものではなく、われわれの周りに普通に存在しているということである。そして、その可 能性を形にするためにわれわれの最初の一歩が必要だということである。

経済と経済学の意味を地域における普通の生活者の目線から絶えず問い続けている内橋克人 氏は次のように述べている。

「今日に明日をつなぐ人々の営みが経済なのであり、その営みは、決して他を打ち負かしたり、他におもねったり、他と競り合うことなくしてはなりたちえない、というふうなものでなく、存在のもっと深い奥底で、そのものだけで、いつまでも消えることのない価値高い息吹としてありつづける、それが経済とか生活というものではなかったのでしょうか。おぞましい競り合いの勝者だけが、経済のなりたちの決め手であるはずもないのですから。

(内橋克人『共生の大地』岩波新書より)

市場原理主義に席巻され続けているわが国の経済と経済学の実情に対して、上記のような視点で警鐘を鳴らし続けている氏の発言は貴重である。地域経済と自治体の役割を考えるとき、 氏のような観点が抜けた政策は最終的に成功する見込みがないと断言できる。氏の言葉をもって小論の結びに代えたい。